

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法(昭和33年法律第79号)第31条の2第2項の規定に基づき、平成25年度において
県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり
定めます。

1. 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	国費	1/2	1/2		
		県(起債)	A市	B市	C町

関係市町の負担割合は汚水量を
ベースに各処理区の構成市町から
なる下水道推進連絡協議会で協
議、決定している。

2. 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)	
		うち災害復旧事業分
大津市	75,448,733	10,793,125
近江八幡市	51,844,319	7,416,455
草津市	84,597,730	12,101,910
守山市	55,381,932	7,922,520
栗東市	53,003,192	7,582,235
甲賀市	61,420,270	8,786,318
野洲市	51,966,306	7,433,906
湖南市	51,051,406	7,303,027
東近江市	93,685,734	13,401,971
日野町	14,394,423	2,059,157
竜王町	17,139,122	2,451,793
計	609,933,167	87,252,417

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	27,696,750

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	187,887,789
長浜市	208,992,991
東近江市	32,773,122
米原市	57,824,827
愛荘町	45,012,996
豊郷町	12,239,875
甲良町	13,612,570
多賀町	13,612,570
計	571,956,740

○湖南中部処理区(守山栗東雨水幹線)

市町名	負担金額(円)
守山市	516,201
栗東市	470,799
計	987,000

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	12,830,000

4処理区合計

1,223,403,657円

3. 根拠法

下水道法

(市町村の負担金)

第31条の2 第3条第2項又は第25条の2第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を
管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、
その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用
の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について、同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見
を聞いたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
金額を定めることにつき議決を求めることについて**

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成25年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関係市町名	負担すべき金額（円）				計
	既決額	増減額	うち建設事業分	うち災害復旧事業分	
大津市	92,258,622	10,886,861	93,736	10,793,125	103,145,483
彦根市	169,326,967	18,560,822	18,560,822	0	187,887,789
長浜市	188,347,256	20,645,735	20,645,735	0	208,992,991
近江八幡市	45,851,124	5,993,195	△ 1,423,260	7,416,455	51,844,319
草津市	74,818,247	9,779,483	△ 2,322,427	12,101,910	84,597,730
守山市	50,941,040	4,957,093	△ 2,965,427	7,922,520	55,898,133
栗東市	48,664,783	4,809,208	△ 2,773,027	7,582,235	53,473,991
甲賀市	54,320,098	7,100,172	△ 1,686,146	8,786,318	61,420,270
野洲市	45,959,010	6,007,296	△ 1,426,610	7,433,906	51,966,306
湖南市	45,149,873	5,901,533	△ 1,401,494	7,303,027	51,051,406
高島市	8,810,500	4,019,500	4,019,500	0	12,830,000
東近江市	112,391,252	14,067,604	665,633	13,401,971	126,458,856
米原市	52,112,501	5,712,326	5,712,326	0	57,824,827
日野町	12,730,430	1,663,993	△ 395,164	2,059,157	14,394,423
竜王町	15,157,843	1,981,279	△ 470,514	2,451,793	17,139,122
愛荘町	40,566,309	4,446,687	4,446,687	0	45,012,996
豊郷町	11,030,737	1,209,138	1,209,138	0	12,239,875
甲良町	12,267,829	1,344,741	1,344,741	0	13,612,570
多賀町	12,267,829	1,344,741	1,344,741	0	13,612,570
計	1,092,972,250	130,431,407	43,178,990	87,252,417	1,223,403,657

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。